

タウンキューブ（地上機器ラッピング広告）掲出基準

1. 趣旨

本基準は、タウンキューブ（地上機器ラッピング広告）を掲出するにあたり、都市の景観、周辺環境及び安全性に配慮した掲出管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 基本方針

地上機器広告は、以下の要件を満たすものでなければならない。

- (1) タウンキューブ（地上機器ラッピング広告）は、お客さまの事業の発展に寄与することはもとより、地域環境や地域特性との調和を図ることにより地域社会に貢献する広告であること。
- (2) 公共空間に掲出する広告として品格を備えたデザインであること。
- (3) 通行者の安全を阻害するおそれのないものであること。

3. 掲出の制限と取扱い

掲出する広告は、以下を満たすものでなければならない。

- (1) 至近のお客さまの優先
 - a. 至近のお客さまを優先して掲出を行う。
 - b. 至近のお客さまから掲出の要望がある場合、可能な限り調整を図り優先する。なお、至近とは地上機器に一番近いお客さまとする。
- (2) 至近の同業者の広告掲出禁止
 - a. 広告の掲出を希望する地上機器の至近に同業者がある場合、掲出を避ける。また至近ではなくとも同業者の近隣への掲出については、十分な配慮を行う。

4. 契約の基準

以下の要件のいずれかに該当するときは、原則として契約しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序、善良な風俗（公序良俗）に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動・宗教活動・思想活動および個人的宣伝に類するもの
- (4) 社会的批判を受けるおそれのあるもの
- (5) 地域の方々とトラブルを引起こしていることが明らかなもの
- (6) 規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 債権取り立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による民事再生又は会社更生手続中の事業者
- (9) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び反社会的団体又はそれらの関連事業者
- (10) 営業の実態等が確認できないもの

- (11) 消費者金融業
- (12) 占い、運勢判断に関するもの
- (13) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (14) 興信所、探偵事務所等
- (15) 肖像権、著作権の侵害を引き起こすおそれのあるもの
- (16) その他、東電タウンプランニング広告審査事務局が不適当と認める業種又は事業者

5. 掲出内容の基準

以下の要件のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出しない。

(1) 一般基準

- a. 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- b. 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- c. 政治活動・宗教活動・思想活動および個人的宣伝に類するもの
- d. 人権侵害、差別、及び名誉棄損のおそれがあるもの
- e. 他を誹謗中傷又は排斥するもの
- f. 風俗営業等の規制、業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業および性風俗関連特殊営業等に係るもの
- g. 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- h. 非科学的又は迷信など、利用者を惑わせる、また不安を与えるおそれがあるもの
- i. 意見広告などで国内世論が大きく分かれているもの
- j. 広告の責任所在（広告主名等）が明記されていないもの
- k. その他、東電タウンプランニング広告審査事務局が不適当と認めるもの

(2) 公序良俗（青少年保護、育成の観点）

- a. 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性がないもの。ただし広告内容に関連するなど、表示する必要があるものは都度検討する
- b. 暴力、犯罪を肯定し、助長するような表現
- c. 残虐な描写など、公序良俗に反するような表現
- d. 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
- e. 違法賭博、ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く）等を肯定するもの
- f. その他、青少年の健全な心身の成長等に有害なもの

(3) 消費者保護

- a. 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表示
- b. 射幸心を著しく煽る表現
- c. 虚偽の内容を表示するもの
- d. 法令等で認められていない業種、商法、商品
- e. 国家資格等に基づかない者が行う療法、施術等
- f. 責任の所在が明確でないもの

- g. 広告の内容が明確でないもの
- h. 身体等(顔・手等)の一部を強調するような表現
- i. 国、地方公共団体、その他公共機関が広告主又はその商品、サービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現内容を含むもの
- j. その他、法令を遵守していないもの

(4) 色彩、意匠、デザイン

- a. 絵柄や文字が過密及び過少等により視認性が悪いもの
- b. 不快感又は嫌悪感を与えるおそれがあるもの
- c. 不安をあおり、危険を察知させるおそれがあるもの
- d. 信号色や標識色等に影響し、安全性がそがれるおそれのあるもの
- e. 極力一読で理解できるもの
- f. その他、東電タウンプランニング広告審査事務局が不適當と認めるもの